

人吉市都市計画審議会傍聴実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、人吉市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 審議会を傍聴することができる者の定員は若干名とする。

2 審議会の傍聴を希望する者（以下「傍聴人」という。）は、審議会開始10分前までに受付を終えなければならない。

3 傍聴人の総数が会場の定員を超える場合は、先着順とする。

4 傍聴人は、審議会開始前までに入場するものとし、審議会中はいかなる事由があっても会場に入ることにはできない。

(傍聴人の遵守事項)

第3条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 審議会中は、静粛に傍聴することとし、私語を交わさないこと。また、拍手その他の方法により、賛成、反対の意向等の意思表示をしないこと。

(2) はり紙、旗、その他会場に持ち込むことが不適當であると認められる物品を携帯しないこと。

(3) たすき、はちまき、腕章の類を身につける等示威的行為を行わないこと。

(4) 写真撮影、録画、録音、携帯電話等の通信機器の使用等をしないこと。ただし、事前に申し出があり、審議会の会長（以下「会長」という。）が認めた場合はこの限りでない。

(5) 飲食及び喫煙をしないこと。ただし、熱中症等予防のための水分補給を行うことはこの限りでない。

(6) その他審議会中の秩序を乱し、又は議事を妨害するような行為をしないこと。

(審議会の秩序の維持)

第4条 会長は、傍聴人が、前条の規定に違反した場合は、傍聴人に対して必要な措置を命ずることができる。

2 会長は、傍聴人が前項の命令に従わない場合は、退場させることができる。

3 会長は、審議会の秩序維持ができなくなった場合は、審議会を途中で非公開とすることができる。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、審議会の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年7月8日から施行する。